

## 札幌市中央区少年軟式野球連盟規約

### (名称、事務局)

第1条 本連盟は、札幌市中央区少年軟式野球連盟と称し、事務局所在地は事務局長自宅とする。

事務局長自宅住所 札幌市中央区北三条西25丁目1-3-401

### (目的)

第2条 本連盟は、次のことを目的とする。

- (1) 少年少女の健全育成を目的とする。
- (2) 日常交流試合に恵まれない地域のチームにその機会を提供し、さら多くの少年達に野球の楽しさを理解させる。
- (3) 野球を通じて、より多くの少年少女達が友情を培い、正しいルールとマナーを学び、体力、技術の向上を図る。

### (事業)

第3条 本連盟は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 少年軟式野球北海道選手権大会 中央区予選 (ホクレン) 兼中央区少年軟式野球春季大会
- (2) FUJIジャパン旗争奪少年軟式野球大会 中央区予選
- (3) 少年軟式野球札幌選手権大会 中央区予選 (トランスコスモス)
- (4) 全道少年軟式野球選抜大会 中央区予選 (新人戦 エネサンス)
- (5) 中央区少年軟式野球秋季大会
- (6) 少年軟式野球札幌選抜大会 中央区予選 (新人戦)
- (7) その他 (大会は、別に定める大会運営要綱により行う。)

### (組織)

第4条 本連盟は、札幌市少年軟式野球連盟が札幌市行政区単位に置く下部組織である。

### (登録)

第5条 本連盟の登録資格は、原則として中央区に居住する小学生で構成するチームに限るものとする。

第6条 新たに加盟を希望するチームは、別に定める申請書を会長宛提出し審査を受け承認されなければならない。

ただし、既に本連盟に加盟を承認されているチームは、毎年度別に定める申請書に所要事項を記入し第17条に定める年間登録料を添えて事務局に申し込まなければならない。

### (休部)

第7条 既に登録しているチームが、登録選手数の減少により本連盟が主催する大会への参加が困難となった場合等は、別に定める休部届を会長宛提出し審査を受け承認されれば、承認された日から3年を限度として、休部することができるものとするが。ただし、3年以内に活動を再開で

きない場合は、第8条に定める退会届等を会長に提出するものとする。

なお、3年以内に活動を再開する場合は、第6条に定める申請書を会長に提出するものとするが、再開にあたっての審査及び承認は不要とする。

#### （退会・除名）

第8条 本連盟から退会等をする場合は、退会届等を会長に提出し任意に退会等をする事ができる。

- （1） 本連盟に加盟するチームに、少年スポーツに携わるにふさわしくない行為があった場合、又は連盟規約に違反した場合は、役員会の決議により必要な措置を講じることが出来る。ただし措置を講じる場合であっても当該関係人に弁明の機会を与えなければならない。

#### （機関）

第9条 本連盟に次の機関を置く。

- （1） 総会
- （2） 常任理事会
- （3） 役員会

#### （機関の構成）

第10条 総会、常任理事会、役員会は、次により構成する。

- （1） 総会は、本連盟の最高機関であって、代議員、役員会で構成する。
- （2） 常任理事会及び役員会は、本連盟の執行機関であって、常任理事会は会長副会長、理事長、事務局長、事務局次長、常任理事で構成し、役員会は、第15条第1項の役員で構成する。

#### （総会の招集）

第11条 総会は、役員会が招集し、毎年1回定期的に開くものとする。

但し、役員会が必要と認めた時又は本連盟登録チームの3分の1以上の請求があったときは、臨時にこれを開くことができる。

#### （会議の成立）

第12条 会議の成立は、議決権を有する構成員の2分の1以上の出席をもって成立する。

#### （議決）

第13条 議事は、議決権を有する出席構成員の過半数で決める。可否同数の時は議長がこれを決める。

#### （代議員）

第14条 代議員は、各チーム役員を含む3名としその選出は各チームにおいて適正に行うものとする。

### **(役員)**

第15条 本連盟に次の役員をおく。

- (1) 会長1名
- (2) 副会長若干名
- (3) 理事長1名
- (4) 事務局長1名
- (5) 事務局次長1名
- (6) 常任理事若干名
- (7) 理事若干名
- (8) 会計監査2名
- (9) 本連盟に顧問、相談役を置くことができる。

### **(役員職務)**

第16条 役員職務は、次による。

- (1) 会長は、本連盟を代表する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、又は代理する。
- (3) 理事長は、本連盟運営等の業務を総括する。
- (4) 事務局長は、事務を総括する。
- (5) 事務局次長は、事務局長を補佐し会計を分掌する・
- (6) 常任理事は、本連盟運営等の分担業務（指導、審判、事業渉外財政）を総括する。
- (7) 理事は、本連盟運営等の業務を分掌する。
- (8) 会計監査は、会計を監査する。

### **(役員任期)**

第17条 役員は、総会において選出する。任期は、2年とし、再選を妨げない

### **(経費)**

第18条 本連盟の経費は、年間登録料、大会参加費、広告料、寄付金その他収入をもって充てる。

### **(年間登録料、大会参加費、広告料)**

第19条 年間登録料、大会参加費、広告料は、毎年度の総会で決定する。

### **(会計年度)**

第20条 本連盟の会計年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。

### **(会計報告)**

第21条 事務局長は、毎年予算の使用状況、収入状況並びに現在残高その他について総会において報告しなければならない。

**(会計監査)**

第22条 本連盟の出納は、年1回監査しなければならない。但し、必要に応じ監査することができ、監査は、会計監査が行い、その結果については、総会に報告しなければならない。

**(障害保険の加入)**

第23条 本連盟に加入するチームは、必ず障害保険に加入し何かしらの事故があった場合、連盟は、一切の責任を負わない。

(附則) 本規約は、昭和53年5月1日より施行する。

(附則) 本規約の改正は、昭和63年2月22日より施行する。

(附則) 本規約の改正は、平成5年2月21日より施行する。

(附則) 本規約の改正は、平成16年2月22日より施行する。

(附則) 本規約の改正は、平成22年3月27日より施行する。

(附則) 本規約の改正は、令和3年2月21日より施行する。

(附則) 本規約の改正は、令和8年3月14日より施行する。

## 札幌市中央区少年軟式野球連盟規約細則

第1条 本連盟に加盟するチームは、この細則に基づき資格を審査する

第2条 資格審査は、常任委員会が審査し役員会に報告する。

第3条 審査すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 少なくとも、3年以上継続するかどうか
- (2) 本連盟の目的である「少年の健全育成」にふさわしい指導者がついているかどうか
- (3) その他役員会が必要と認めた事項

第4条 役員会は、登録されているチームに次のような事態が生じた場合は、本条第2項に規定する必要な措置を講じることができる。

- (1) チーム内で不良化的行動があった場合
- (2) 主としてチームを構成している自校区以外の学童の勧誘・引き抜き等の行為があった場合
- (3) 指導者としてふさわしくない行為があった場合
- (4) その他連盟の方針や意向に著しく反した場合前項に該当する事態が生じた場合は、チーム又は監督及び関係人に次の措置を講じることができる。
  - (1) 除名あるいは登録の取り消し
  - (2) 出場停止
  - (3) 文書注意・口頭注意
  - (4) 経緯報告

第5条 選手の異動（他チームへの）は、原則認めない。

但し、転校・所属チームの解散の理由により移動する場合はこの限りではない。

また、転校・所属チームの解散等以外の理由により移動する場合で、該当チームから協議の申し出があった場合は、該当チーム両監督及び三役にて協議した上で決定する。

第6条 札幌市他区からの選手登録について

区またぎ登録は禁止であるが、札幌市少年軟式野球連盟「登録に関する規定」第2条に従い、隣接区および近隣学校区に通う選手登録については、当該区双方の協議により登録を認める。

(附則) 本細則は、昭和53年5月1日より施行する。

(附則) 本細則の改正は、昭和63年2月22日より施行する。

(附則) 本細則の改正は、平成5年2月21日より施行する。

(附則) 本細則の改正は、平成22年3月27日より施行する。

(附則) 本規約の改正は、令和3年2月21日より施行する。

(附則) 本規約の改正は、令和7年3月30日より施行する。

# 札幌市中央区少年軟式野球連盟協賛大会基準

## (目的)

### 第1条

この規定は、中央区少年軟式野球連盟（以下連盟）が主催をする大会について、協賛される会社等の名称を大会名に「冠」名をつける場合の標準的な考え方を定める。

## (基準)

### 第2条

1. 大会名に「冠」をつけることを承認できる基準は、次のすべてを満たす場合とする。
2. 連盟が主催をする大会について、「優勝旗」又は「優勝杯」等の供与があること。
3. 大会経費について、必要額の半額程度の経費の負担をしてもらえること。
4. 協賛の期間が、3年以上継続できること。
5. 連盟三役会（会長・副会長・理事長・事務局長）の承認があること。

## (承認)

### 第3条

「冠」大会として申し出のあったものについては、連盟三役会において、同意があった場合、これを承認する。

## (その他)

### 第4条

1. 第2条の基準に満たない経費等の提供の申し出があった場合は、次のとおり取り扱う。
2. 協賛  
「冠」大会基準以下のものについては、準ずるものとして大会名に協賛として付記するとともにプログラムにも表記する。三役会において協議する。
3. 小口協賛  
小口（1万円以下）の金品の提供の申し出のあった場合は、提供のあった内容を大会ごとプログラムに表記する。

(附則) 本規約の改正は、令和 3年2月21日より施行する。

# 札幌市中央区少年軟式野球連盟慶弔内規

## (目的)

### 第1条

本連盟の慶弔に関する事項について定める。

## (種類)

### 第2条

慶弔等の種類を、加盟団体行事及び弔事とする。

## (加盟団体慶事)

### 第3条

市内各区連盟及び本連盟加盟団体等の慶事についての案内を受けた場合は、10,000円以内で措置する。

## (弔事)

### 第4条

- 1 本連盟規約第14条の役員(顧問・相談役を含む)と中央区所属の審判員が死亡した場合は、弔電および香典10,000円をもって弔意を表す。
- 2 当連盟の活動に多大な貢献を頂いた方に対しては、弔電を持って弔意を表す。

## (その他)

### 第5条

この規定によりがたい場合は、そのつど連盟会長が決定する。

(附則) 本規約の改正は、令和3年2月21日より施行する。

# 札幌市中央区少年軟式野球連盟表彰内規

## (目的)

### 第1条

この規定は、長年にわたり連盟の発展に協力のあった役員及び外部協力者と少年野球活動を通じて、少年の健全育成に努めた指導者及び審判員に対し、会長表彰を行うものである。

## (表彰の種類・選考基準)

### 第2条

表彰の種類及び表彰対象者は次の通りとする。

#### (1) 功労者表彰

連盟役員として通算10年を超えてその職にあった者で連盟の発展に尽力した者。

#### (2) 外部功労者

連盟の事業に5年以上協力し、特に連盟の発展に功労のあった者。

#### (3) 指導者・審判員表彰

それぞれ10年を超えて活動し連盟の健全な発展に功労のあった個人。

#### (4) 表彰候補者については、納会前に連盟事務局が表彰基準に該当する者を選考し、役員会の承認を得るものとする。

## (表彰の時期)

### 第3条

表彰は、毎年度納会の席上、周年行事の際執り行う。

## (再表彰の禁止)

### 第4条

第2条によって既に表彰した者は、その後表彰しないものとする。

## (その他)

### 第5条

この規定によりがたい場合は、その都度役員会で協議し決定する。

(附則) 本規約の改正は、令和 3年2月21日より施行する。

# 札幌市中央区少年軟式野球連盟審判部規則

## （目的）

### 第1条

この規則は、連盟が実施する大会の円滑な運営を図るため審判部を置くものとし必要な事項を定める。

## （活動）

### 第2条

審判部は、次の活動を行う。

- (1) 各大会の審判運営に関する事
- (2) 審判技術の向上に関する事
- (3) 審判講習会に関する事及び審判養成に関する事
- (4) 各大会の運営の補助に関する事並びに連盟が必要と認めた事項

## （構成員）

### 第3条

審判部は、連盟本部より認定された審判員及び補助審判員、並びに連盟の担当役員をもって構成する。

## （資格）

### 第4条

1. 審判員は、ボランティア精神を基本に、連盟の目的を理解し、その活動に賛同した者とする。
2. 審判員は、連盟が毎年1回実施する講習を受講し、認定証の交付を受けた者とする。

## （役職）

### 第5条

審判部には、次の通りの役職を置くものとする。

- |                 |     |
|-----------------|-----|
| (1) 審判部長（連盟副会長） | 1名  |
| (2) 審判部副部長      | 若干名 |
| (3) 審判長         | 1名  |
| (4) 副審判長        | 若干名 |

## （ 役員選出 ）

### 第6条

審判長、副審判長などの選出は審判部で協議するが、連盟役員会の承認を得るものとする。

## （ 区職員の任期 ）

### 第7条

役職者の任期は2年とする。任期途中で欠員が出た場合は、第6条により選出し適時補充するものとする。

## （ 役職者の任務 ）

### 第8条

役職者の任務は次の通りとする。

- （1） 審判部長は審判員に対し、連盟の目的、業務活動の周知徹底を図り、部を統括する。
- （2） 審判部副部長は部長を補佐し、又は代理する。
- （3） 審判長は審判員の意思統一を図り、第2条の業務を遂行する。
  - ①必要とする連盟の会議に出席し、意見を述べることができる。
  - ②連盟の通常総会に出席し、意見を述べることができる。
  - ③ただし、①②議決権は持たないものとする。
- （4） 副審判長は、審判長を補佐し、又は代理する。

## （ 会議の構成 ）

### 第9条

審判部の会議は次の通りとする。

#### （1） 部会

部会は、第3条並びに第5条（担当副部長を含む）の構成員とし、年1回とする。但し、役員会が必要と認めた場合は、臨時に開くことができる。

#### （2） 役員会

第5条の役職者で構成し各大会など必要に応じて開催する。

## （ 会議の成立 ）

### 第10条

会議は、構成員の2分の1以上の出席をもって成立する。

( 会議の招集・報告 )

第11条

1. 会議の招集は、審判部長が行う。
2. 会議後は、速やかに連盟会長に内容を報告する。

( 経費 )

第12条

1. 通常の運営経費は、連盟審判部員が相互に負担する。
2. 特別な費用については、連盟と協議することとする。

( その他 )

第13条

この規則に定めのない事項については、そのつど協議し、連盟役員会の承認を得るものとする。

附則 この規則は、平成17年2月21日から実施する。

附則 この規則は、令和 3年2月21日から実施する。

# 札幌市中央区少年軟式野球連盟審判団運営内規

## (内規の目的)

### 第1条

札幌市少年軟式野球連盟審判部傘下の札幌市中央区少年軟式野球連盟審判部を構成する審判員の親睦を図り、審判団の運営を円滑に進める事を目的とする。

## (会員資格)

### 第2条

札幌市少年軟式野球連盟審判部規定及び札幌市中央区少年軟式野球連盟審判部細則による。

## (運営役員会)

### 第3条

上記目的を達成するため審判部規則以外に次の役員を置く。

1. 審判長 1名
2. 副審判長 若干名
3. 事務局長 1名
4. 監査 1名

## (運営役員の責務)

### 第4条

- |      |               |
|------|---------------|
| 審判長  | 審判団を総括する。     |
| 副審判長 | 審判長の職務を補助する。  |
| 事務局長 | 事務全般及び会計を行う。  |
| 監査   | 会計についての監査を行う。 |

## (運営役員の任期)

### 第5条

原則2年とし再戦はこれを妨げない。連盟会長の承認を得る事とする。

## (運営役員の選任)

### 第6条

任期満了、任期途中辞任による補充、運営役員の人選については、役員会にて専任する。

**(会議)**

第7条

会議の招集は、審判長球は副審判長が行う。

会議後は、連盟会長に内容を報告する。

**(会費)**

第8条

審判団で必要とする経費は、審判員相互に負担する。

(1) 会費は、年間一人5000円とする。

(2) 5月から9月まで、各月1000円を徴する。

(3) 会費の年額については、年度毎に役員会にて決定する。

**(会計年度)**

第9条

毎年1月1日より12月31日迄とする。

**(会計報告)**

第10条

監査の審査を受けた後、収支状況を会員に報告し承認を得なければならない。

**(その他)**

第11条

各項に定めない突発的事案が生じた時は、運営役員会に一任する。

※ この内規は、平成19年4月1日から実施する。

## 札幌市中央区少年軟式野球連盟選手移籍に関して

札幌市中央区少年軟式野球連盟は、「初回登録に関しては区内チームであれば自由」と言う事もあり選手の移籍に関しては一定の制限を設けます。

毎年3月下旬、本部及び中央区選手登録時の学年で新6年生・新5年生に関しての移籍は3大会の本連盟が主催する大会には出場は不可とする。

では、いつから3大会かと言うと、選手移籍に関する届出書において  
転出チーム監督署名及び転入チーム監督署名記入日をもって3大会とする。

選手移籍に関する届出書に両チーム監督が署名時に記入された日付に於いて、  
転入した届け出日を基準とする。

### 大会に於いての考え方

新6年生は、全道選抜大会・札幌選抜大会・本部主催大会を除く大会で3大会とする。

新5年生以下は、本部主催大会を除く連盟主催大会で3大会とする。

(本部主催大会：学童・日刊・市長杯など)

新4年生以下は、1回のみの移動は制約を課さない。

しかし、2回目からは3大会の本連盟が主催する大会に出場は不可とする。

制限対象期間は同様の扱いとする。

### 提出書類は以下の通り

- ① 本連盟書式「選手移籍に関する届出書」
- ② 転出チームの選手登録書
- ③ 転入チームの選手登録書
- ④ 除名選手は二重線で選手名を消す。
- ⑤ 追加選手は新たに選手名の記載をする。

\* ②・③の書類は札幌市少年軟式野球連盟選手登録書を提出

尚この議案は2021年7月3日からの適用となり、過去にさかのぼって適用はしない。